

インボイス制度導入にともなう「新たな消費税の仕組み」と「シルバー人材センターの対応」について

現在、請負・委任契約により就業されている会員の皆様は、「個人事業主」であり、就業の対価としてセンターからお支払いしている配分金等の報酬には消費税が含まれています。

「個人事業主」には、本来、消費税の納税義務がありますが、課税売上高(配分金等の総額)が年間1千万円以下の場合は、「免税事業者」として取り扱われるため、納税の義務が免除されています(消費税を納める必要はありません)。

また、センターにおきましても、会員の皆様にお支払いしている配分金等に含まれる消費税相当額は、税法上、全額「仕入控除」が認められており、お客様から受け取った請負代金(配分金等)から、すべて差し引くことができます。 裏面 **1**



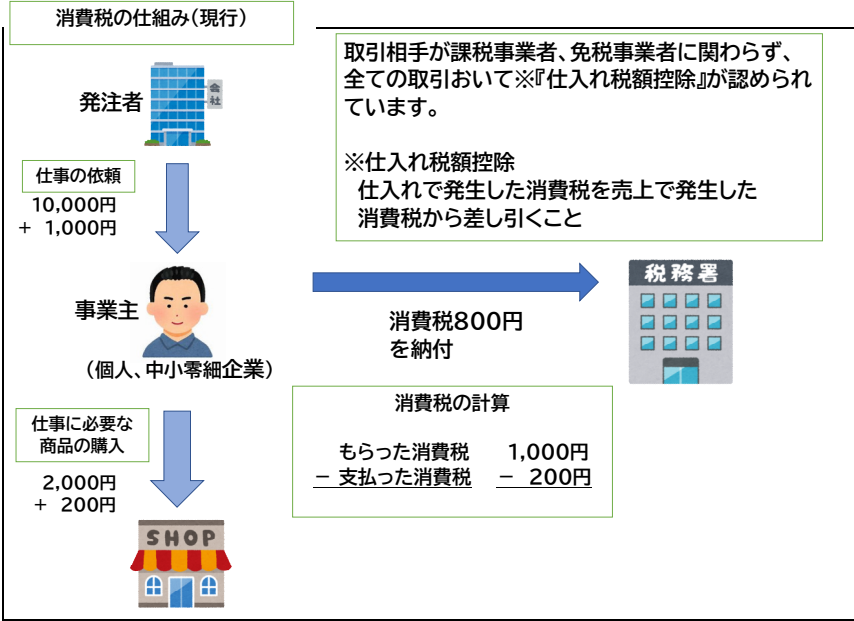
しかし、令和5年10月1日より、消費税に関する適格請求書等保存方式(インボイス制度)が導入されますと、現在、認められています会員の皆様にお支払いしている配分金等に含まれる消費税相当額に係る「仕入税額控除」が段階的に認められなくなることから、センターに新たな納税負担が生じることになります。 裏面 **2** **3**



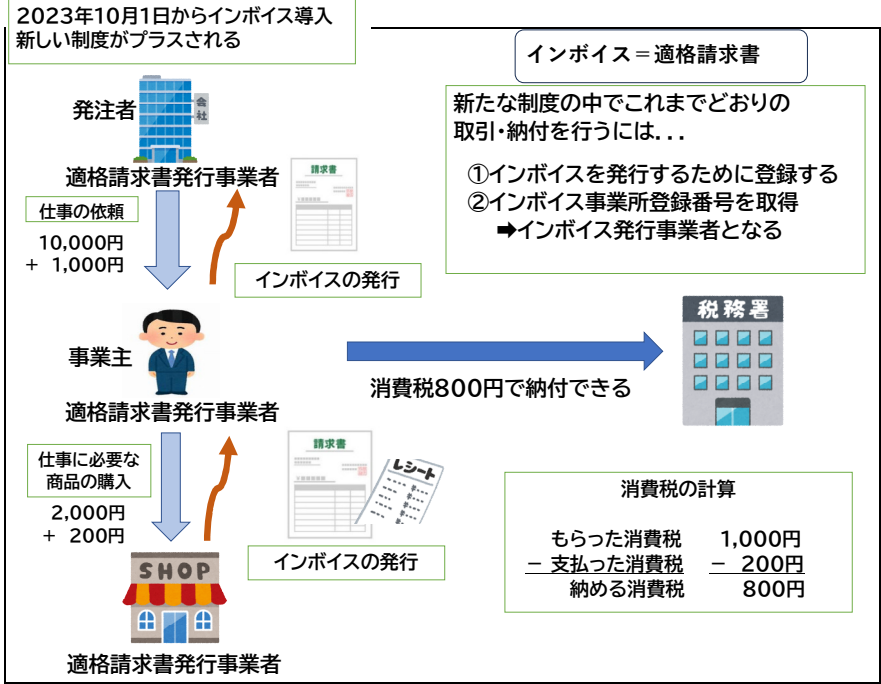
そのため、お客様に請求する事務費を増額(8%→9.8%)し、納付財源を確保することになりました。

なお、会員の皆様におかれましては、新たな手続きや負担はありません。 裏面 **4**

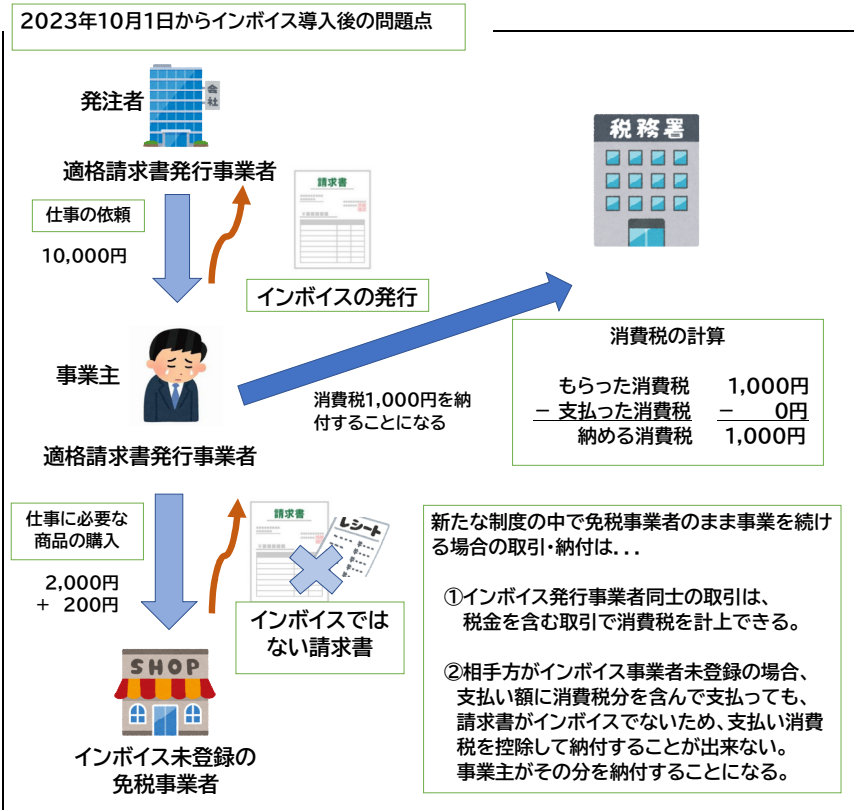
1



2



3



4

